

意見の概要及び市の考え方について

No	意見の箇所	意見の概要	本市の考え方
1	<p>第5章 介護サービス量等の見込みと保険料の算定 2. 保険料の算定 4) 介護保険料</p>	<p>介護保険法第129条第3項は「おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。」とされています。歳入歳出を3年間で均衡させることが原則です。介護保険料が、3年間で「繰越金」や「基金」で「余る」ということは介護保険料が高すぎたということです。介護保険給付費準備基金は、3年間の計画期間をもつ中期財政運営方式を採用している介護保険制度の剰余金を管理するために設けられています。したがって、最終年度において残高がある場合は、次期保険料を見込むにあたって準備基金を取り崩すことが基本的な考え方となっています。したがって、基金は全額取り崩し、繰越金とともに次期事業計画の歳入として、介護保険料の市民負担の軽減に使用すべきです。保険料が不足する場合は財政安定化基金の活用が制度として設けられています。</p>	<p>介護保険制度において、計画期間内に必要となる保険料については各計画期間における保険料で賄うことが原則とされ、計画期間終了時の介護保険給付費準備基金の剰余額は次期計画期間に歳入として繰り入れ(取り崩し)、保険料上昇抑制に充てることがひとつの考えであり、基金の適正な水準は各市町村が決定するものとして国より示されています。</p> <p>本保険料は第8期計画期間における実績等をもとに3年間の給付費及び収入状況等を勘案して設定しております。令和7年度にはいわゆる団塊の世代が75歳以上を迎えることに伴い給付費の上昇が見込まれます。</p> <p>また、当パブリックコメント募集期間中に、介護現場の処遇改善を目的とした介護報酬改定に伴う給付費の上昇も確認できました。保険料上昇要因が新たに加わったため、当計画(案)内で、取崩額を5000万円と設定していた所を1億円へ変更しております。</p> <p>中長期を見据えた安定的な介護保険財政を保つため、また社会的要因による給付費の突発的な上昇に備えるため、一定額の基金を保有し、保有基金でも不足する場合に、財政安定化基金の活用をすることが本市としての考えになります。</p>
2	<p>第2章 高齢者等に関する現状と課題 3. アンケート調査結果にみる高齢者等の状況 (11) 介護保険制度について</p>	<p>介護保険料負担か介護サービス充実かという二者択一を市民に聞いて何の意味があるのでしょうか。「わからない」の回答数が一番多くなるのも当然です。介護保険料が市民生活を圧迫している実態を明らかにすることがわかる設問にするべきです。</p>	<p>介護保険料の高低は市民生活に直結する重要な要素であると認識しております。次回計画策定時における介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での設問設定で、保険料と市民生活との関連性を明らかにできるよう努めてまいります。</p>
3	<p>第4章 施策の展開 基本目標4 高齢者の権利擁護と暮らしの安全・安心の確保 3) 家族介護者の負担軽減</p>	<p>通院のための介護保険自己負担金が支払えないために家族が仕事の休暇を取って通院しています。自己負担軽減のため家族介護支援金を支給してください。</p>	<p>家族負担の軽減を目的として、家族介護慰労金を支給していましたが、利用実績が過少であったことから令和3年度末をもって支給事業は廃止しています。再度実施するか慎重に判断してまいります。</p>
4	<p>第4章 施策の展開 基本目標5 保険者機能の強化と介護保険制度の適正かつ効率的な運営 2) サービスの質の向上と利用者支援</p>	<p>障がい者の介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市民税非課税世帯の利用者負担はなくすこと</p>	<p>居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等の特例に関する規定の範囲内で利用者支援を実施しております。引き続き、法令に従って適切な利用者支援に努めてまいります。</p>
5	<p>第4章 施策の展開 基本目標1 地域で暮らし続けられる仕組みづくり 1) 地域包括支援センターの環境の充実</p>	<p>人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設された重層的支援体制整備事業は、介護福祉計画の中でどのように発展させていくのか記述が必要です。</p>	<p>重層的支援体制整備事業では、適切にその役割を発揮できる包括的な相談支援の充実が求められています。現在、支援体制の構築に向けて検討しており、体制整備が整いましたら内容を公表して参ります。</p>

意見の概要及び市の考え方について

No	意見の箇所	意見の概要	本市の考え方
6	第4章 施策の展開 基本目標4 高齢者の権利擁護と暮らしの安全・安心の確保 2)生活環境の整備と災害・感染症対策の推進	高齢者が安心して住み続けられるように高齢者世帯住宅家賃補助事業を行ってください。	高齢者が安心して住み続けられる事業の一環として在宅福祉事業(紙おむつの支給・緊急通報装置の貸与等)を実施していますが、住宅家賃補助事業については実施予定はありません。貴重なご意見として参考にさせていただきます。
7	第4章 施策の展開 基本目標3 認知症高齢者等への支援の推進 3)認知症の人や家族を支える地域づくりの推進	ヤングケアラー対策として家族介護を行う世帯にヘルパー派遣事業を行ってください。	学校やソーシャルワーカー、教育委員会、健康福祉部局等が連携して必要な支援を行っております。支援の取組の一つとして導入するか慎重に判断してまいります。
8	第4章 施策の展開 基本目標1 地域で暮らし続けられる仕組みづくり 4)高齢者福祉サービスの充実	高齢者難聴に対して補聴器購入補助事業と相談窓口をつくってください。	加齢により音が聞き取りにくくなった方については、補聴器購入に伴う助成金対象になっておりません。今後、補助対象が高齢者まで拡充されましたら、県の動向と連動する形で検討して参ります。なお、高齢者に関する相談については、随時市役所や地域包括支援センターなどをご活用ください。